

18・9世紀ドイツの社会経済思想

カントの社会思想の当時と現在における意義——生誕300年に寄せて

報告者：斎藤拓也（北海道大学）・網谷壮介（獨協大学）

討論者：小谷英生（群馬大学）・津田栞里（東洋大学）

世話人：原田哲史（関西学院大学）・大塚雄太（愛知学院大学）

今回のセッションでは、カントの社会思想に焦点をあて、18世紀末の思想的文脈における意義を検討するとともに、理論的限界あるいは現代的見地をふまえた再評価の可能性について議論した。

斎藤氏：「生誕300周年にカントの社会思想の「遺産」をどのように受け取るか？」

斎藤氏の報告は、カントの社会思想がもたらした刷新を示しつつ、その中に私たちがそのまま受け取ることができない深刻な問題が含まれていることを、政治的参加からの排除と人種主義という二つの論点に即して明らかにするものだった。まず斎藤氏は、カントがどのようにそれまでの自然法論に異議を唱え、共和制、平和維持のための国家連盟、世界市民法思想を展開したのかを説明し、カントの社会思想が近代民主主義の諸原理を擁護するものであることを確認した。第二に、斎藤氏は、政治的参加に関して自然的資格と財産資格による制限が設けられ、女性や労働者が排除されていることを指摘した。斎藤氏はさらに、このような排除は当時からカント主義者によって厳しく批判されていたことを挙げ、その一例として、すべての成人の市民に政治的権利を認めるべきであると主張したヨハン・アダム・ベルクの民主主義的共和国の思想を紹介した。第三に、斎藤氏は、近年の研究状況を手短かに整理しつつ、カントが晩年においても人種主義的な見解を持ち続けていた可能性を取り上げた。カントの人間学、地理学、人種論等のテキストでは、人種間の差異を生理的に必然的とし、非白人を劣等と見なす立場が見受けられる。カントの『永遠平和のために』における世界市民法の導入は、植民地主義批判の一環として評価されているが、その背景には人種主義的な考えが依然として残っている可能性もある。カントの社会思想の研究においては、こうした深刻な問題をテキストにもとづいて精査したうえで、どのような論拠がどれほどの重みをもつものであるのかを確認する必要があることが指摘された。

網谷氏：「愛を問わない（しかしセックスは問う）結婚？——カントにおける家の支配」

網谷氏の報告は、カントの政治哲学の中で結婚がどう位置づけられているのかを検討するものだった。網谷氏の報告では、まず「啓蒙とは何か」（1784）の契機となった『ベルリン月報』上のピースターとツェルナーの議論が、啓蒙の概念をめぐってではなく、国家における結婚の位置づけをめぐって行われていたことが明らかにされた。網谷氏はさらに、同時代のプロイセン一般ラント法や自然法学、ポリツァイ学における結婚を概観した後、カント

の特異なセックス・結婚論を検討する。カントによれば、セックスは人をモノ化する、つまり権利主体としての人格を喪失させる道徳的・法的に問題含みの行為であり、セックスがこうした問題を回避し、道徳的に許容されるためには、結婚が必要になる。この点について網谷氏は、互いの人格を占有することを意味する結婚においてのみ、互いの人格を配慮するという格率のもとでセックスが道徳的に許容されるようになるとする解釈を提示する。ところで、法は奴隷契約の禁止などを通じて、各人が権利主体としての人格を喪失することがないようにしなければならない。それゆえ、国家はまた結婚生活において人格がモノ化され、配偶者の対等性が破壊されるようなセックスが行われることに関心を持ち、その典型的な事例である性暴力の発生を抑止しなければならない。つまり、カントの議論において、家はそので行われる暴力や支配が家父長制的に（あるいは愛の名のもとに）不問に付されるような絶対不可侵の領域ではなく、場合によっては配偶者の関係を対等なものに保つために国家の介入に開かれた領域である。網谷氏によれば、これはカントが直接は書いていないことだが、その法哲学から論理的に帰結する。

討論

津田氏：

両報告について、現代のわれわれがカントをいかに読み直せるかを示すものであったとコメントしたうえで、斎藤氏に対しては、以下の2点について質問した。①政治的排除の対象と重なる狂人を理性的／非理性的存在者の枠組みとの関連でカントがどう考えていたのか、狂人に関する同時代の医学的見解をカントが知りえていたのか。②生物学的な性への傾斜が見られるカントにおいて、根本的な人間理解はいかなるものであったか。網谷氏に対しては、①国家による結婚の法制化をめぐるカントの議論は道徳哲学的・政治哲学的見地から結婚を考える E.ブレイクの視点からどのように整理することができるか。②ブレイクが言う友人関係やケア関係へのカント理論の応用可能性について質問があった。

小谷氏：

自然法論の伝統、そして19世紀の思想家（例えばヘーゲル）が家父長的な家に焦点を当てて議論していたのに対し、家ではなく結婚あるいは夫婦関係を法的にどう考えるかという視点がカントにおいて強調されたことは、思想史的には面白い現象であるだろうと指摘した。カントの議論は抽象的・普遍的な性格をもっているが、一方で彼の現実の人間に対する見方はジェンダー差別的・人種差別的偏見を免れておらず、その齟齬が現在大いに論じられている。そこに乖離を見ない H.ル・アドラーの議論をひとつの参照軸として、カントの具体的な人間に対する見方と普遍主義的な倫理思想を今後どう扱っていくかは、カント研究の大きな問題であるとコメントした。

津田氏の質問に対して、斎藤氏は、カントが『脳病試論』や『実用的見地における人間学』

で心の弱さや病にかんする同時代の医学的見解に関心を持っていたことに触れつつ、政治的参加からの排除の基準（年齢・性別・財産）は形式的で、そもそもカントは法論の該当箇所では狂人とされる存在には言及さえしておらず、また情念（実践理性にとっての病）に駆られた男性でも、形式的基準を満たしていれば自立した市民として扱われることになってしまふと指摘した。また、カントの女性観はテキストを読むかぎり本質主義的であると回答した。

網谷氏は津田氏に対して、①カントの家の議論は『法論』内部の議論だが、人格のモノ化に関わるものであり、道徳哲学とも交わる論点になる。②カントによれば「性的モノ化」の議論を前提とするなら単婚・異性婚しか法的に保護する必要はないということになる。そもそも、結婚は国家が提供しなければならない制度なのかということも含めて、広がりのあるテーマになると感じる、と応答した。

フロアとの討論においては、カントの結婚・家族観とパトリオティズムの関係、ベルクが民主主義的共和国という場合の「民主主義」の意味内容、カントの永遠平和論におけるヨーロッパ外部の位置づけ、カントが言う結婚契約の論理的妥当性などに議論が及んだ。参加者は30名程度あり、報告者・討論者との活発な議論が交わされた。

以上